

監査公表第1号（令和元年5月10日、県公報第2号登載）
平成30年5月8日から平成30年8月10日実施
随時監査（1次分）結果に基づく措置通知（平成30年度）

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関52機関について実施した随時監査結果の報告（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
福岡県監査委員職務執行者	江藤秀之

30社活第1728号
平成31年3月13日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民 生活部	備品の購入において、支出負担行為の日付が見積書の提出日より前になっているなどの不適正な事務処理があった。	財務会計担当職員や出納員を会計管理局の財務会計事務研修に毎年参加させ、知識の習得を図る。 また、財務会計関係資料の共有、会計事務チェックシートの活用や複数職員によるチェックを徹底するとともに、所属独自の「予算執行管理表」を作成し、上司が進捗管理を行うことにより、適切な事務処理に努める。

福岡県監査委員 藤 山 泰 三 殿
同 行 正 晴 實 殿
同 岩 崎 勇 殿
同 江 藤 秀 之 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 30 年 11 月 12 日 30 監総第 525 号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項	監査の結果	講じた措置の内容
対象機関名		
体育研究所	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が著しく適正を欠いたため、過払いとなっていた。	職員に対し、時間外勤務手続きに関する文書を作成し、配付・説明した。 また、最終退所者時間及び氏名を記録する確認簿を新たに作成し、次長が時間外勤務事後確認の際に確認する。 さらに、定期的に警備日誌との照合を行い適正を図る。
体育研究所	タクシー借上料において、借上契約を締結していないにもかかわらずタクシー借上げを行い、かつ未払いが発生していた。	契約担当者と出納員（次長）で共通理解を図るため、契約手続きから支出までのスケジュール確認表を作成し、出納員（次長）はこのスケジュール確認表により業務の進捗状況を随時確認し、担当者へ注意喚起を行う。
南筑後教育事務所	平成 25 年度に購入した耐久性のある需用品について、現物の確認が出来なかった。	物品貸出簿を作成し、使用者が物品の使用前後で必要事項を記載し、物品管理担当者は物品貸出簿と現物の照合を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>劇物薬品の管理において、薬品管理台帳の残量と現物残量が一致しないものがあるなど、管理が不適正であった。</p>	<p>薬品管理規定の見直しを行い、薬品の管理責任者、管理担当者を明確にした。</p> <p>また、薬品の払出し、残量確認等は必ず複数人で行い、管理担当者が薬品管理台帳に記載することを徹底した。</p> <p>管理担当者は、管理責任者立会いの下、定期的に薬品管理台帳と現物の確認を行うこととした。</p>
	<p>劇物薬品の管理において、薬品室で確認できないものがあるなど、管理が不適正であった。</p>	<p>薬品管理規定の見直しを行い、薬品の管理責任者、管理担当者を明確にした。</p> <p>また、薬品の払出し、残量確認等は必ず複数人で行い、管理担当者が薬品管理台帳に記載することを徹底した。</p> <p>管理担当者及び管理責任者は、薬品の管理が正確になされているか、定期点検を行うこととした。</p>